

教育委員会 平成24年度 5月定例会会議録

○日 時 平成24年5月23(水) 9時30分開会、10時46分閉会

○場 所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 林委員長、山田委員、朝比奈委員、下平委員、熊代教育長

○傍聴者 9人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 平成24年度市立小・中学校学級編制について

イ 平成23年度教育センター相談室利用状況について

ウ 行事予定(平成24年5月23日～平成24年6月30日)

- 2 議案第6号鎌倉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 3 議案第7号平成25年度使用教科用図書の採択方針について
- 4 議案第8号教育財産の取得の申し出について(国指定史跡北条氏常盤亭跡)
- 5 議案第9号教育財産の取得の申し出について(国指定史跡鶴岡八幡宮境内)
- 6 議案第10号教育財産の取得の申し出について(国指定史跡永福寺跡)
- 7 議案第11号鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

林委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより5月定例会を開会する。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。日程第4議案第8号から日程第6議案第10号に関しては、教育財産取得の申し出の議案となっているので、一括して議題とする。本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

林委員長

5月11日、第一小学校に行ってきた。当日は山田委員と御一緒させていただいたが、学校全部を拝見させていただき、災害に関する対策等について学校長から話を聞いてきた。海拔も含めて十分考慮されているということと、校舎の老朽化、一部分が壊れているというか、ひびが入っていたりということに、長期的な施設の建て替え改修についての対策が必要だと感じた。

その後、私は5年生、山田委員は別の学年の子どもたちと一緒に給食をとって、子どもたちと直接話をする機会をいただいた。私は、子どもがどんな夢を持っているのかという話を聞いて、小学生は夢を持って学校に通っていること、その夢をずっと語り続けさせるという教育は重要なのだと痛切に感じた。

5月20日、文部科学省の方と話をする機会があった。情報提供について継続的にさせていただきたいと話したが、彼は岡山県に出向しているので、西の情報も頂戴できればという話をしている。

(2) 教育長報告

特になし

(3) 部長報告

特になし

(4) 課長等報告

ア 平成24年度市立小・中学校学級編制について

林委員長

報告事項のア 平成24年度市立小・中学校学級編制について報告をお願いします。

学務課担当課長（教職員担当所管）

議案集の1ページから2ページをご参照いただきたい。

小学校については普通学級8,011人、248学級、特別支援学級84人、20学級、合計すると8,095人、268学級になる。これは前年と比較すると、普通

学級で13人の増、学級数は同じになっている。特別支援学級については12人の増、2学級の増。合計で25人の増加、2学級の増加という形になる。

中学校については、普通学級3, 241人、95学級、特別支援学級55人、12学級、合計3, 296人の107学級となっている。これは前年と比較すると普通学級で58人の増、2学級の増加である。

特別支援学級は7人増で学級数は同じになる。合わせて65人の増加で2学級の増加。なお、普通学級の学級数には少人数学級編制を行う小学校2学年の6学級、3学年から6学年の8学級及び中学校1年生の1学級、中学校3年生の1学級の合計16学級は含まれていない。

質問・意見

林委員長

昨年度の小学校6年生の卒業生数を教えて欲しい。

学務課担当課長（教職員担当所管）

23年度の6年生は1, 348人だが、卒業生数については把握ができていない。

林委員長

今の数字は昨年5月1日現在の6年生の児童数だと思うが、仮に大きく増減がなかったとして、今回卒業した生徒が1, 105人、鎌倉市の中学校に入学したということではよろしいか。

学務課担当課長（教職員担当所管）

はい。

林委員長

そうすると、二百数十名の減少ということで、18%流出しているという形になる。

これは毎年させていただく話だが、この数字を見ると鎌倉の子どもたちは私立の中・高一貫校にとられてしまっている感じがする。私は一人でも多くの子どもたちを鎌倉市で育てたいという思いを持っている。学校現場も、小・中連携等色々な形で活動されているが、子ども数の減少等も含めて、ぜひ指標としてとらえて前向きに活動していただきたい。意見なので御答弁いただかなくて結構だが、このような指標を私は重視しているので、継続的に中学校等にもお話をさせていただきたいと思う。小・中の連携、ここが描かれていれば、先ほど夢の話をさせていただいたが、中学校に行っても夢を持って鎌倉で子どもが育てられるような環境をつくっていただきたい。

もう一つ、昨年の議案集では昨年の6年生の学級数が41学級、今年の中学校を見ると32学級。小学校41学級だったものが中学校になると32学級になる。子どもの数が減るというのもあるが、運営等についても学級数が少ないほうがいいのか、多いほうがいいのか、色々と議論はあると思う。先ほど第一小学校の施設の件も話したが、学級数と施設の長期的な考え方等もあわせて今後議論していく必要があると私は思っている。この辺の情報等もぜひ市長部局に積極的に発信していただき、学校の長期的な建て替えやその他の指標としても考えて欲しい。

学級数が少なければ、小学校が16校も果たして必要なのかという議論も早々に始めていかなければいけない時期かと感じている。防災のことも含めて小学校は重要だと思うが、学校運営の点では学級数や先生の数も関係してくるかと思うので、この辺の議論も進めていただきたいと思います。

熊代教育長

児童・生徒数は、これから5年、10年後は減少傾向にあるのか、横ばいなのか、そのあたりはどうなのか。今から10年位前の予測では横ばいで考えられていたが、実際は意外と増えてしまって、御成小学校や第一小学校や山崎小学校は特別教室を大幅に改装して児童数に合わせる事となった。御成小学校はオープンルームも全部使用するような形にしている。

先日、昨年の4月に海岸の側に開校した茅ヶ崎の汐見台小学校を見学したが、そこは2学級で、ほとんど御成小学校と同じ、いわゆる続いたオープンな教室である。ただ御成小と違うところは、廊下にもなるし教室にもなるという造り方で、とても良いと思った。御成小学校の場合、廊下は廊下で教室にならないが、茅ヶ崎の場合、廊下が一つあって、もう一つ内廊下というものがある。そこがオープンになっていて、例えば1年生の1組と2組の間は行ったり来たりできるようになっている。汐見台小学校は500人位の児童数を見込んで造られたが、今は320人位しかいない。だから、教室はガラガラで、子どもたちにとっては良かったかと思う。素晴らしい校舎だった。

茅ヶ崎や藤沢はまだ1,000名を超える学校がある。鎌倉が一番多くて第一小学校の800人位だから、これから先それ以上増えることはまずないだろうと思う。

学務課担当課長（教職員担当所管）

昨年度立てた28年度までの推計によると、わずかながらずっと減っていく。小学生においては今より300人程度減少すると、こちらでは見込んでいる。

熊代教育長

これは地域によって違ってくるだろうと思う。全体では300人と踏んでいても、地域によっては増えて片方が減るといった傾向もあるから非常に厳しいと思う。

林委員長

これは平均値だが、地方自治体の税収の約48%が固定資産税と都市計画税で占められているという統計の数値を見たことがある。市の税収が減っているので、毎年予算の時期になるとシーリングがかかって、みんなつらい思いをしている。税収をどう上げていくのか、教育と同じに話すべきではないかもしれないが、住む人が住みやすい町にしていく、子どもを育てやすい町にしていく、それが税収の構造を変えていくことになっていき、且つ、子どもたちの夢の実現のために我々が手伝えることが増えていくのかとも思う。市長部局と教育委員会に壁があるのかもしれないが、子どもの健全育成と市の健全な運営は切っても切り離せない問題だと思う。こういった税収や推計も含めて、どこに長期的に投資をしていくことによって子どもたちが学びやすい環境をつくれるのかということも、我々から出せる情報はなるべく市長部局に出していくべきだと思う。

毎年、予算の時期になるといつも意見は出させていただくが、なかなか5%シーリング、10%シーリングというのに対して手が打てない。我々から何か防げないのかと常々考えている。

税収構造、子どもたち、親が育てやすい環境は関連がかなり強いと私は思っている。色々な形で議論を続けて意見を言いながら変えられる部分は変えていきたいと思っている。

熊代教育長

今、委員長の話しにあったが、将来的に鎌倉の小学校と中学校を統合するかという、鎌倉の場合、将来展望をしたときに、そこまでいかないだろうと思っている。稲村ヶ崎小学校や七里ガ浜小学校にしても、そういうやり方をしていない。私の鎌倉での50年の生活の中で常に減少はするが極端な減少傾向にはなかったし、これからもそれはないと思う。従って、統廃合についての話はあるだろうが、鎌倉の地域性を考えたときに、そこまで考える必要は今のところはないと個人的に思う。

今、私が紹介した昨年4月に開校した茅ヶ崎の汐見台小学校は、学校から国道134号線を挟んで海まで約200メートル。これは地震の後に完成しているが、非常に平らなところで泥も何もないので屋上に田と畑が作られた。屋上で自由に子どもたちが遊べるようになっている。管理棟の上にはプールがあって、そこで水を浄化する設備が全部整っている。いざというときにプールの水を飲み水に変えられる機械がついている。地震の経験を経て、震災時のことを見込んで作られたのかと思ったが、これは地震の前に計画があったとのことだった。あの地域性から考えると、遊び場がない、泥をいじれないというので、屋上に田や畑を持って行ったのだと思うが、畑を見ると、ああいうところでも雑草がいっぱい生えていて、なかなかユニークだなと思った。い

ざとなったらあそこに全員が避難できるようにはなっていた。これからはそういう配慮をした校舎の建て方を考える必要がある。

横道に逸れたが、委員長から出た統廃合は、私は鎌倉では考えられないと思う。

林委員長

大船小学校について、昨年12学級が、この4月から増えて15学級となったが、何か変化や特別な動きがあったのか伺いたい。

学務課担当課長（教職員担当所管）

大船小学校から変わった状況は特に聞いていないが、新しく特別支援学級が開級したということで、これから教育委員会としてもしっかり見ていかなければいけないと思っている。

林委員長

特別支援学級は、今後どの学校に当てていく予定なのか。

学務課担当課長（教職員担当所管）

来年度は、小学校で西鎌倉小学校、中学校で第二中学校である。

林委員長

5月の段階で特に変化がないということであれば、大船小学校の校長、その他管理職の方も情報収集に努めていただき、来年以降に活かしていただきたいと思う。改善すべきところは改善して、より良い形で西鎌倉小学校、第二中学校の運営に活かしていただきたい。変化がある時に、その変化を前向きにとらえていただきたいと思う。

熊代教育長

今の支援学級について、これは全国の教育長会の研究報告会でもあったのだが、全国規模で関心の高いのは、特別支援学級のあり方とコミュニティスクールと一貫教育。全国では小・中一貫教育と小・中連携教育というのを分けて考えている。

私の出たグループは、3つの研究発表の中で2つが支援学級に関する報告会だった。1つは一般的な報告で、何が問題になっているかというところ、文科省は障害があるなしに係わらず全て普通級でやるという原則を持っている。しかし、保護者の中には支援級もぜひ置いてほしいという考え方があるので、そのあたりがかなり議論の分かれるところなのだが、やはり支援級は必要だというのが圧倒的な意見を占めている。文科省はそういう会議も立ち上げながら、これからの子どもたちは、すべての子どもが一緒になって学ぶところに意義があるということに焦点を置いているので、議論は続

いていくのかと思う。

それから、コミュニティスクールは全国規模で文科省が力を入れているが、まだまだ、わずかな地域でしか行われていない。これは学校の自治や色々な校内のことを先生方や校長が決めるのではなく、地域あるいは学識経験者であるとか、色々な方が入った学校管理委員会をつくって、その中で決めていくというやり方である。その中に人事も入っている。こういう先生、ああいう先生が入っているので、そこがネックになっていてなかなか進まないようだ。ただ、西の方では市を挙げてコミュニティスクールのやっているところもある。

それから、小・中一貫教育と連携教育については、ほとんど全国規模でやられている。ただ、一応定義はあるが区別がなかなかつかない。どこで判断していいかわからないというのが一貫教育と連携教育のあり方だろうと思う。鎌倉は連携教育に軸足を置いてこれから進めていこうということになっているので、参考までその3点について話をした。

林委員長

コミュニティスクール学校運営協議会については色々な議論があるかと思うが、私は比較的肯定的なので、学校運営協議会、法律決めのところの枠を外していけば、自由度は結構高い部分もあるようなので研究は必要かと思っている。でも、鎌倉で今すぐ実施するのは難しいと思うが、少し勉強をしていく必要があると考えている。

放課後子ども教室は今のところ稲村ヶ崎小学校だけにあるが、文科省から3分の1の補助率がついているのも知っているので、ここも戦略を立てれば使えると思っている。ただ、稲村ヶ崎小学校以外ではなかなか難しいという報告をいただいているので、長期的な展望に立って研究をして、文科省が補助をしてくれるのであればそこをうまく使っていく。報告も大変なのは十分知っているが、大きな力を借りるなり、いろいろと対策、戦略を立てて考えていくべきではないかと思う。

山田委員

先ほどの学校ごとの生徒数は、少ない学校と多い学校で倍ぐらいの人数の差がある。それに伴って学校の規模も違うと思うが、今後、地域によって大きな差が出た場合、学区と学区の間というか、その辺の線引きを児童・生徒数にあわせてフレキシブルにしていくということはいかがか。

学務課担当課長（学務担当、給食担当所管）

学区についての一般的な考え方としては、基本的には、学校までの距離、人数の関係、地域のつながり、自治会・町内会のつながりなどを総合した中で決めている。

19年の学区審議会で、地域で守っていくというのを大前提でやっていこうという

ことでスタートしている。さらに3月11日の震災を含め、地域で守っていくという形が大前提になる。今の学区は地域で守っているという形ができていますので、人数が仮にちょっと増えたらこちらに移すという考え方は最終的にはもちろんあるかと思うが、現状問題としては、まず施設、ハード面で何とかクリアして、それでもどうしてもだめであれば、全体的な学区の見直しを考えていかなければいけないと考えている。

山田委員

基本的に動かすものではないという認識だが、一部の学校では生徒数が増えて教室がないという校長先生のお話を聞くところもあるし、実際に何かあったときに避難することを考えると、生徒数が増えれば多いほど避難にかかる時間がかわるわけで、例えば1年生が36人と128人の学校では移動にかかる時間が変わってくるかと思うし、この辺を絶対ということではなく、大きな変動があったときには、分散もある程度考慮していく必要があるのではないかと。

学務課担当課長（学務担当、給食担当所管）

今、委員の言われた部分は非常に重要だと思うので総合的な観点で考えていきたい。

林委員長

富士塚小学校の校長先生にお話を聞くと、運営が結構大変だという話も聞く。学級数9、学年によっては1学年1学級というクラスがある。稲村ヶ崎小学校も8学級で、運営等についても大変ではないか。クラス数プラス若干の特別担任もいると思うが、少ない人数で運営するというのも、情報の交換も含めてなかなか難しい部分もあるかと思う。手だては打たれているのかもしれないが、学校の中でのコミュニケーション量は十分必要だと思うので、いろいろな視点、いろいろな観点から子どもを見ていくためにも、小さ過ぎる組織はプラスマイナスあると思うが、弊害のほうが目立つのではないかと私は考えている。

学区の編制についてタブー視する意見もあるようだが、これについては柔軟な意見、長期的な展望に立った学区編制をタブー視せずにやっていく必要があると思う。この部分については、継続的な協議を図っていただきたいと思う。

（報告事項アは了承された）

イ 平成23年度教育センター相談室利用状況について

林委員長

報告事項イ 平成23年度教育センター相談室利用状況について報告をお願いする。

教育センター所長

資料集の4ページをご覧ください。表1は平成23年度の利用状況で、左側が相談人数、右側が延べ相談件数の表となっている。中段の表2は平成20年度から平成23年度までの相談人数と件数の推移をまとめたものである。その下段のグラフは、その推移をグラフ化したものである。

では、平成23年度の相談状況の内容について御説明する。表1、相談人数は288人、延べ相談件数は2,195件であった。平成22年度と比較して、人数で25人減、件数で25件増となり、継続した相談が多くなっていることが伺える。相談対象者の内訳は、小学生が125人で全体の43%、中学生が100人で35%、高校生が31人で11%となり、小・中・高で全体の約9割を占めた。平成22年度と比較して、小学生の割合が少し減少し、高校生の割合が若干であるが増加している。延べ相談件数については、小学生が999件で全体の46%、中学生が968件で44%、高校生が105件で5%となり、小・中・高で全体の95%程度となった。

続いて、相談内容については不登校等が90人で全体の31%、次いで、進路学校生活等が48人で17%、家族養育等が37人で13%、性格・行動上の問題が26人で9%であった。平成22年度と比較して、進路学校生活等の割合が少し増加している。また、対象者の校種別に相談内容の割合を見ると、小学生の場合は相談対象者125人中、不登校等が32人で26%、進路学校生活等が26人で21%であった。中学生の場合は相談対象者100人中、不登校等が49人で約半数を占めている。

経年変化を見ると相談人数については、ここ数年は300人前後を推移している。延べ相談件数は、平成21年度に一度減ったが、その後は少しずつ増加しており、継続した相談となるケースが増加していると言える。相談内容については、不登校等が毎年トップとなっているが、平成21年度の113人から平成22年度が98人、平成23年度が90人と、人数については少しずつであるが減少傾向が見られる。しかし、延べ相談件数は逆に増加傾向が見られ、継続した相談が必要なケースが増加している。また、進路学校生活等については、人数、延べ相談件数とも増加傾向にある。

質問・意見

下平委員

いじめ、不登校、その他に関して、相談に来るのが保護者なのか、本人なのか。もう一つは不登校の危ぶまれるケースや実際に不登校になっているケースなどを各学校で把握して総数もわかっていたと思うが、その人たちがみんな相談に来ているのかどうか。

教育センター所長

まず1点目、本人が相談に来ることは余りなく保護者が多い。あと、学校の先生からの相談もある。2点目、学校で把握している不登校の子どもが必ず相談室に来ているかという、そういうわけではない。学校でもこういう相談室があるという紹介はしていただいているが、個々の状況により来られる方もいれば、相談に来ない、又は別の相談機関に行くこともあるので、すべてが来ているということではない。

下平委員

では、その相談に来ていないケースに関して、市としていろいろな形でアプローチができているのか。相談に来られる場合はまだ良くて、密室化していく問題がかなり深刻になっていくような気がする、その辺で余り強引にこちらから積極的に尋ねて行くわけにもいかないだろうが、把握はできているのかというところが気になる。

教育センター所長

不登校の状況については学校等で十分把握はしていると認識している。教育センターの相談室でも毎月それぞれの学校に欠席調査をお願いしており、月4日以上欠席した場合については名前を挙げていただくことになっている。相談室の性質上、こちらから押しかけて行くというのはなかなか難しいので、相談があれば応じている。ただ、必要があると考えれば、学校から働きかけをお願いするという事はさせていただいている。

朝比奈委員

前の話とも少し関係あるが、相談について、学校の規模やクラスの人数等、データのようなものはあるか。

教育センター所長

保護者が来られて学校を教えていただくこともあるが、相談は匿名なので、学校を名乗らないこともある。その辺がちょっと難しいが、不登校の状況等は学校ごとに調査はかけているので把握している。

朝比奈委員

時々学校に伺い人数の差がある教室を拝見していると、大勢の生徒を見ている先生は一人で大変だろうなと感じる。生徒全員の小さなことまで見切れるのか心配になるくらい大勢いるクラスがあったり、あるいはこのデータで見ると、20人程度の学校であれば、お一人の先生でも目が届くだろうと。そういうことを想像すると、やはり

大勢の生徒を抱えているクラスの先生方は大変だろうと思う。その辺の平滑化をしないとトラブルも減ることに繋がるのではないかと想像した。

熊代教育長

県立の教育センターにも電話相談の相談室があり、日によっては夜間の9時頃までやっている。そちらに直接行かれる保護者もいる。その場合、県立教育センターから、鎌倉から相談が来ているという報告は来るのか。

教育センター所長

原則として相談員には守秘義務があるので報告は来ない。

熊代教育長

なぜ県の相談室へ直接行くのかというと、当然これは鎌倉には内緒にしてほしいというのがあると思う。また、鎌倉に来て、県にも行くというのもある。

下平委員

相談方法に関しては電話が52%、1,140件、電話相談をして、その後実際に面談というか来所して相談するケースもあると思うが、電話だけで終わってしまうケースもあると思う。その辺の関係性はいかがか。

教育センター所長

大部分の方がまず電話をしてくる。その後、面談の日程を決めて面談をするという形が多いが、中には本当に電話だけで、誰かに話しを聞いてもらったことで安定する方もいるし、ある程度解決の方向性が見出せる場合もある。しかし、直接来所される方も少ない割合でいるのが現状である。

林委員長

表1について、昨年度の数字と併記して分かりやすく表示するように改めていただければと思う。昨年度と一緒に見ていると、小学校の不登校で36人の相談があったのが今年は32人になっているが、相談件数を見ると今年が553件で昨年は481件、70件以上の不登校の相談件数が増えている。人数は減っているけれども相談件数が増えているので、こういったところを上下で出していただかないとつかみにくい。昨年1年間の報告だけではなくて経過も見たいので、その相談内容等についても昨年度のものと比較できるような形に改めていただければと思う。

教育センター所長

御意見ごもっともだと思うので、前年度の内容を入れる形で作っていきたい。

林委員長

昨年の中学校の不登校に関する相談が57人、それが今年は49人ということで減ってきているというのは、いい意味で特筆すべきところだと思う。各学校の問題行動を聞くと不登校が出てくる学校が多い。それが、相談件数自体、相談人数自体が減っているということは対象自体も減っているのではないか。

また、こういった数字は何を変えたことによって減っているのか、その部分について強化していくことによってさらに子どもたちの不登校を減らすことができる。社会的喪失がすごく大きなものが不登校だと思うので、プラスの意味での御報告をいただけると私たちとしても前向きに、こういう活動をもっと続けてくださいという意見も出しやすくなる。今の不登校について何か情報をお持ちであれば報告をいただきたい。

教育センター所長

教育指導課が行った問題行動調査について、現在集計中だが、平成23年度の不登校人数の仮の集計ができていて、小・中学校とも平成22年度よりも減少していることが分かっている。これらについては一時的な減少か、今後も減少が続くのか、これから先を見ていかなければいけないと思っている。

教育部長

所長から説明があったとおり、文科省から問題行動調査というのがきており、今、集計中である。不登校や、いじめの問題についての数値が出てくる。それは相談室に相談があったすべての数ではないが、今後、改めて、今委員長が言われた増えたか減ったかという分析も含めて御報告をさせていただく。

山田委員

学齢という欄があるが、この対象になる年齢には制限があるのか。高校の後、職に就いている人も対象となっているので、何歳ぐらいまでの人が相談できるのか。

教育センター所長

相談室の相談対象は青少年で20代までだが、相談に来た時に対象外であると言い切れない部分がある。電話の場合は話を聞くことがあると思うが、一応青少年対象となっている。

林委員長

これは予算案のときにも出たが、家族養育、扶助費の増加が年々右肩上がり増加して、家族養育等についての相談件数等も昨年189件だったものが222件となり増えている。人数は減っているが、この家族養育等についての相談が増えているのは、きっと何か扶助費の増加と因果関係があるのだろうと思う。昨年からの継続で何か気になることなどがあれば御報告いただきたい。

教育センター所長

最近、子どもを取り巻く環境はかなり複雑化しており、家族の環境、周りの環境等でかなり複雑なケースが出ている。教育センター相談室としても、スクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワークサポーターという方を場合によっては派遣をし、その子どもの環境の整理に当たっていただいている。

林委員長

育児放棄や子どもの面倒を見ない親もいるという話を聞くが、実際にそういった声はなかなか集まってこないと思うし、いろいろな形で子どもを守る手段を何か考えなければいけないと思う。食事すら与えてもらえない子どもたちにも、他の子どもたちと同じように教育を受ける権利もあるし、環境を整備することも我々の仕事だと考えている。できる範囲は少ないのかもしれないが、さらに変革というか前向きな行動の変化等も期待し、何か困っていることがあったら御報告をいただけるとありがたい。

(報告事項イは了承された)

ウ 行事予定（平成24年5月23日～平成24年6月30日）

林委員長

報告事項のウ 行事予定についてだが、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があれば願います。

教育部次長兼教育総務課長

教育部、文化財部ともに特にない。

林委員長

先日、教育センターから年間スケジュールをいただいた。予めいただけるとそういったところにも出やすくなるので感謝する。これを毎年の形にいただき、行事報告について予め分かるものについてはどんどん情報提供いただければと思う。

(報告事項ウは了承された)

2 議案第6号 鎌倉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

林委員長

日程の2議案第6号「鎌倉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

教育部次長兼教育総務課長

議案第6号 鎌倉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由の説明をする。

議案集9ページから11ページをご覧いただきたい。教育委員会の会議における投票による表決に関し、無記名投票以外の投票方法を実施できるようにするため、鎌倉市教育委員会会議規則の一部改正をしようとするものである。議案集11ページの新旧対照表をご覧いただきたい。第39条第1項中「無記名」を削り、同条第2項及び第3項を削除する。また、第40条中「第45条及び第46条」を「第44条から第46条まで」に改め、別記様式を削除しようとするものである。なお、この規則は、公布の日から施行する。

質問・意見

林委員長

何か唐突に出てきたような感じがするが、これが出てきた背景を御説明いただきたい。

教育部次長兼教育総務課長

先般、この教育委員会の会議規則の文言の整備等を含めて一度改正を行った。その中で、委員会における投票の方法等について、これまで明記をされなかった部分を盛り込んだ。表決に関する投票の規定は、通常投票には無記名と記名、要は委員の名前を記名して投票する方法、無記名で投票する方法がある。これまでは、その都度委員会の中で委員長が委員にお諮りして決定してきたが、投票用紙に関する規定がなかった。それで、前回そちらの部分を規定に盛り込んだわけだが、各市の状況、市議会の状況等をつぶさに検証する中で、特に記名・無記名の規定を規則の中に盛り込んでいた部分は少なかった。したがって、鎌倉市の教育委員会の会議規則についても、無記

名という形で表決の方法を明記したが、その部分については削除する。無記名、記名、両方の方法を可能にする形で、再度改正をするというのが今回の改正内容である。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第6号は原案どおり可決された)

3 議案第7号 平成25年度使用教科用図書の採択方針について

林委員長

続いて、日程の3議案第7号「平成25年度使用教科用図書の採択方針について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

教育指導課長

議案第7号 平成25年度使用教科用図書の採択方針について、その内容を御説明する。

議案集は12ページから20ページをご参照いただきたい。まず、15ページの資料については、神奈川県教育委員会の平成25年義務教育諸学校使用教科用図書採択方針の通知である。これを踏まえて、鎌倉市立小・中学校が平成25年度に使用する教科用図書の採択に当たり、その方針を定め、採択までの事務手続等を滞りなく進めていこうとするものである。議案集13ページをお開きいただきたい。平成25年度使用教科用図書の採択方針(案)の1 基本的な考えについて、内容は前年度と変更はない。(1)国、県の方針等を踏まえて採択する。(2)公正・適正を期し採択する。(3)本市の児童・生徒にふさわしいものを採択する、とする。続いて、2 採択の手続についてであるが、採択方針(案)のただいま読み上げた1 基本的な考えにおいて、国、県の方針等を踏まえて採択する。としているとともに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条1項により、同一の教科用図書を採択する期間が4年とされている。また、特別支援学級使用教科用図書については、児童・生徒一人ひとりの実態に合った図書を採択する必要があることから、毎年採択を行うものとしている。これらを受けて、本市教育委員会は次の手続により教科用図書を採択する。

(1)小学校教科用図書については平成22年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。(2)中学校教科用図書については、平成23年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。(3)特別支援学級使用教科用図書については毎年採択

を行うため、今年度も鎌倉市特別支援学級設置校長会において、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付された特別支援学校用（小・中学部）教科書目録、一般図書一覧、一般図書契約予定一覧、新たに掲載された図書等をもとに調査研究を行い、その報告を受けて採択をする。

続いて議案集14ページをお開きいただきたい。3 採択の日程（1）小学校及び中学校教科用図書採択日 8月に、教育委員会会議において小学校及び中学校教科用図書を採択する。（2）特別支援学級使用教科用図書採択日程については、ア 5月に教育委員会は設置校長会に教科用図書の調査研究を指示する。イ 5月から7月にかけて設置校長会は教科用図書を調査研究する。ウ 8月に教育委員会は、設置校長会から特別支援学級使用教科用図書一覧の報告を受け、特別支援学級使用教科用図書を採択する。

質問・意見

林委員長

今、ウのところを説明では8月と言っているが、7月でよろしいか。

教育指導課長

失礼した。ウについては、書いてあるように7月である。

熊代教育長

イは5月からか。

教育指導課長

たびたびの訂正で申し訳ない。イとウをもう一度読ませていただきたい。そこに書いてあるとおり、イ 5月から6月にかけて設置校長会は教科用図書を調査研究する。ウ 7月に本市教育委員会は、設置校長会から特別支援学級使用教科用図書一覧の報告を受け、特別支援学級使用教科用図書を採択する。

下平委員

昨年、教科書採択を体験したが改めて手順の確認をすると、5月あるいは6月、7月に、各学校で今使っている教科書は適切であるかということ調査・研究をして、その報告が上がってきて、またこの場で、8月に継続して使うということを決めるといふことか。

教育指導課長

二つの仕分けをしていただきたいと思います。二つは、小学校と中学校の通常学級が使う教科書については4年間継続採択している。その調査・研究はない。継続採択の4年間で毎年採択行為を行うというのは、例えば採択した教科書会社がある事情でなくなってしまうと、それを継続する新たな教科書会社が出てきたり、または全く発行されないという不測の事態が起きることもあるので、それがなければ、そのまま継続をするという確認をしていただくという意味での採択になる。もし不測の事態が起きた場合については、また調査・研究を行い、昨年と同様の形で、その種目に限り、調査・研究、そして採択という行為を行っていただくことになる。また、特別支援学級については、児童・生徒が発達の段階に応じて色々変化があるので、その状況を踏まえて、毎年採択することができると法律にあり、そういった意味での確認をして、調査・研究は、特別支援学級設置校においては採択をしていただくという流れになる。

(採決の結果、議案第7号は原案どおり可決された)

- 4 議案第8号 教育財産の取得の申し出について (国指定史跡北条氏常盤亭跡)
- 5 議案第9号 教育財産の取得の申し出について (国指定史跡鶴岡八幡宮境内)
- 6 議案第10号 教育財産の取得の申し出について (国指定史跡永福寺跡)

林委員長

日程第4議案第8号 教育財産の取得の申し出について (国指定史跡北条氏常盤亭跡)、日程第5議案第9号 教育財産の取得の申し出について (国指定史跡鶴岡八幡宮境内)、日程第6議案第10号 教育財産の取得の申し出について (国指定史跡永福寺跡)、以上3件を一括議題とする。それでは、事務局から議案の説明をお願いする。

文化財部次長兼文化財担当課長

議案第8号 国指定史跡北条氏常盤亭跡についてご説明する。議案集は21ページ、22ページをご覧ください。

史跡北条氏常盤亭跡は、鎌倉幕府七代執権である北条政村及び八代執権の連署を務めた北条義政らの別邸跡と推定されている遺跡である。北条氏関係の館遺構が良好な状態で遺る地として昭和53年12月に国指定史跡に指定されている。鎌倉時代後期の武家屋敷跡がほぼ旧状に近い形で残されている場所は他にはなく、谷戸の風景を伝える貴重な史跡である。史跡指定面積は約11万5,033平方メートルで、社寺所有地等を除く約11万879平方メートルの公有地化を進める地域とし、現在までに約6万9,589平方メートル、62.2%を買収してきた。今回取得の申し出を行う土地は、この買収要望に応じ公有地化を進める地域内に所在している。該当する土地

は、22ページの土地取得物件に記載のとおりで、常盤字殿入下588番4、同589番、同598番2、そして常盤字御所ノ内740番の4筆である。

続いて、議案第9号 国指定史跡鶴岡八幡宮境内の取得の申し出である。議案集は23ページから24ページをご覧ください。

史跡鶴岡八幡宮境内は、源頼義が京都石清水八幡宮から勧請したと伝えられる由比若宮を源頼朝が現在地に移して営んだ神社であり、鎌倉の無計画な開発に対処して、八幡宮の由緒の保護を全うするためとして、昭和42年4月24日に国指定史跡に指定されている。史跡指定面積は約19万3,345平方メートルである。史跡鶴岡八幡宮境内保存管理計画書の中で、将来の環境整備のため二十五坊跡があった御谷地区の谷の平地部分である約3万1,107平方メートルを買収計画地と定めた。現在までに約2万8,929平方メートル、93%を買収してきた。また、買収計画地以外の御谷地域については、土地所有者の買収要望に応じ公有地化を進める地域としており、現在までに約5,452平方メートルを買収してきた。今回取得の申し出を行う土地は、この買収要望に応じ公有地化を進める地域内に所在している。該当する土地は、24ページの土地取得物件に記載のとおり、鎌倉市雪ノ下二丁目40番5、同40番6の2筆である。

最後に、議案第10号 国指定史跡永福寺跡の取得の関係である。議案集は25ページから26ページをご覧ください。この史跡永福寺跡は室町時代に衰え廃絶したと思われるが、旧状をよくとどめており、当時の寺の様子を知ることができる源頼朝の建立した寺院として、また文化の伝播を見る上に重要な遺跡であるとして、昭和41年6月に国指定史跡に指定されている。史跡の指定面積は約8万7,463平方メートルで、整備予定地を中心に計画買収予定面積を約7万833平方メートルと定め、現在までに約6万703平方メートル、85.7%を買収してきた。また、買収計画地以外の地域については、史跡の遺構と景観等の保全を図るため所有者の買収要望に応じ公有地化を進める地域としている。今回取得の申し出を行う土地は、この買収要望に応じ公有地化を進める地域内に所在している。該当する土地は、26ページの土地取得物件に記載のとおり、鎌倉市二階堂字亀ヶ淵262番2、同262番3、264番7の3筆である。以上3件の史跡の遺構と景観等の保全を図るため、市長に「教育財産の取得の申し出」をしようとするものである。

取得に当たっては、国庫補助金の補助率は10分の8、市費の負担は10分の2となる予定である。なお、県費は県の財政事情により交付はない。

質問・意見

林委員長

最後にお伝えいただいたのは、県費は支出がないということか。

文化財部次長兼文化財担当課長

そうである。

林委員長

この間まではもう少し残っていたと思うが、ゼロになってしまった理由を御説明いただけないか。

文化財部次長兼文化財担当課長

財政事情によりということで伺っている。

林委員長

前回まで10分の0.5残っていたのではないか。

文化財部次長兼文化財担当課長

補助金なので、一定の範囲内で県は補助はできるけれども、財政事情でしないと伺っている。

林委員長

先ほど教育財産の件、教育行政で色々と意見を言っているが、このような事は県にきちんと言っていたきたい。10分の2といっても結構大きいと思う。国の補助率は変わらないと思うので、県と市でどれくらい負担をするのか。ましてや、世界遺産登録といえば市だけの負担ではなく、県の財産でもあると思うので、ここは市長部局を通じて強く申し出を入れていただいたほうがよいかと思う。予算がないのは十分に承知しているが、何とか出してもらおうような交渉をぜひ継続してやっていただきたい。

文化財部次長兼文化財担当課長

要望については例年いろいろな場面で繰り返し強く申し上げているところではあるが、今後も頑張りたいと思う。

林委員長

トップの意向もあると思うので、市長や各方面から働きかけられるところについては是非働きかけてほしいとお伝えいただければと思う。

(採決の結果、議案第8号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第9号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第10号は原案どおり可決された)

7 議案第11号 鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

林委員長

議案第11号「鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

文化財部次長兼文化財担当課長

議案第11号 鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について提案理由の説明をする。議案集の27ページから28ページをご参照いただきたい。

本件は、鎌倉市教育委員会事務の教育長の委任等に関する規則第2条第1項第6号に規定する法令または条例に基づく附属機関の委員の委嘱について諮るものである。

鎌倉市文化財専門委員会委員については、鎌倉市文化財保護条例第6条の規定により定数10名、任期2年と定められており、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっている。現委員の任期については、平成24年5月31日をもって満了となる。このたび、新しく委嘱を予定している委員の方々については、28ページの委員委嘱予定者名簿のとおりで松島義章氏ほか9名である。10名全員が再任である。任期は平成24年6月1日から平成26年5月31日までの2年間となる。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第11号は原案どおり可決された)

林委員長

以上で本日の日程は終了した。5月定例会を閉会する。